

## 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

大綱を策定する際に参酌する（参考にする）ことが求められている。参酌すべき主たる対象は、第 1 部「我が国における今後の教育の全体像」、及び第 2 部「今後 5 年間に実施すべき教育上の方策」のうち成果目標の部分とされている。

### ■第 1 部における 4 つの基本的方向性（抜粋）

#### （1）社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

#### （2）未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

#### （3）学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

#### （4）絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

### ■第 2 部における 8 つの成果目標（抜粋）

#### （1）社会を生き抜く力の養成

##### 成果目標 1（「生きる力」の確実な育成）

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

##### 成果目標 2（課題探求能力の修得）

知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

##### 成果目標 3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

#### **成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）**

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

#### **（2）未来への飛躍を実現する人材の養成**

#### **成果目標 5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）**

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

#### **（3）学びのセーフティネットの構築**

#### **成果目標 6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）**

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。

これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

#### **成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）**

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

#### **（4）絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

#### **成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）**

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。